

CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会の開催について

平成 28 年 7 月 20 日
 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議決定
 令和 3 年 3 月 25 日
 一部改正
 令和 4 年 9 月 20 日
 一部改正
 令和 5 年 9 月 28 日
 一部改正
 令和 6 年 11 月 29 日
 一部改正
 令和 8 年 3 月 ● 日
 一部改正案

1 CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議（平成 28 年 6 月 2 日内閣総理大臣決裁）を補佐し、CLT の活用に関する事業者や地方公共団体等からの問い合わせに、政府の一元的な窓口として対応することで、CLT の活用促進を図るため、CLT 活用促進に関する関係省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。

2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
構成員	警察庁長官官房会計課長
	こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
	総務省地域力創造グループ地域政策課長
	法務省大臣官房施設課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
	文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
	厚生労働省医政局医療経営支援課長
	厚生労働省老健局高齢者支援課長
	林野庁木材産業課長
	経済産業省商務・サービスグループ参事官兼博覧会推進室長
	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長
	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
	<u>国土交通省都市局参事官（国際園芸博覧会担当）</u>
	国土交通省住宅局住宅生産課長
	環境省地球環境局地球温暖化対策課長

3 幹事会の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前三項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。